

高知県農業用ハウス防災対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県農業用ハウス防災対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、県が策定する「園芸産地における事業継続推進計画」（以下「推進計画」という。）に基づき、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた取組を支援するため、園芸産地における事業継続強化対策補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第1854号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）及び園芸産地における事業継続強化対策実施要領（令和3年1月29日付け2生産第1828号農林水産省生産局長通知）に基づき実施する事業のうち次に掲げる事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 市町村が実施する事業

(2) 農業協同組合及び複数の市町村の区域において活動する団体が実施する事業

(3) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）、農業者（農業を営む個人又は法人をいう。以下同じ。）の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体をいう。）、地域農業再生協議会等（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会、地域担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会、果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）第2の1に定める産地協議会）又は特認団体（知事が中国四国農政局長と協議して適当であると認める団体をいう。）が実施する場合であって、当該事業に要する経費に対して市町村が補助する場合における当該補助に要する経費

(補助対象経費、補助率等)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）に係る補助対象経費、補助率及び取組主体は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を申請しようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書1部を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として

控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

- 3 補助事業者（市町村を除く。）が第 1 項の補助金交付申請書を提出するときは、県税の滞納がない旨を証する納税証明書及び県に対する税外未収金債務の滞納がない旨の誓約書兼同意書（別紙参考様式 1）を添付しなければならない。なお、納税証明書に代わり、県税完納情報の提供に係る同意書（別紙参考様式 2）及び本人確認書類の写しをもって代えることができるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第 2 条第 3 号に該当する場合に、第 1 項の補助金交付申請書を提出するときは、補助事業者は、間接補助金の交付を受けようとする者に県税の滞納がないことを確認するとともに、県に対する税外未収金債務の滞納がない旨の誓約書兼同意書を提出させなければならない。
- 5 第 3 項の県税納税証明書は、県税の納税義務がない場合は、県税納税証明書に代えて、その旨の申立書（別紙参考様式 3）を添付しなければならない。

（補助事業の着手）

第 5 条 補助事業者は、補助事業に着手する場合は、原則として、次条の規定による補助金交付決定通知に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に着手する必要がある場合は、補助事業者は、別記第 2 号様式による補助金の交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第 6 条 知事は、第 4 条第 1 項の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その適否を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- （1）暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2）暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- （3）その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- （4）暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- （5）暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- （6）暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- （7）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物

品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

(8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

(9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

(10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(2) 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができること。

(3) 前号の規定により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者に対し、別記第3号様式による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならないこと。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第4号様式により知事の承認を受けなければならないこと。

(5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記第5号様式による遅延届出書を知事に提出して、その指示を受けなければならないこと。ただし、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、第12条第1項に規定する繰越承認申請書の提出をもって遅延届出書の提出に代えることができる。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）は、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

(7) 取得財産等については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定める処分制限期間に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。

(8) 前号の規定により、知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(9) 補助事業の実施に当たっては、前条ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認められる者を間接補助事業者又は契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

- (10) 補助金は、補助事業以外の用途に使用してはならないこと。
- (11) 補助事業者（市町村を除く。）について、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
- (12) 間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前各号の条件を付さなければならないこと。

（補助事業の変更）

第8条 補助事業者は、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、あらかじめ別記第6号様式による補助金変更等承認申請書1部を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業を廃止する場合
- (2) 補助事業の取組主体を変更する場合
- (3) 別表の事業欄1と2ごとに配分された事業費の20パーセントを超える増加又は補助対象経費の増加の場合
- (4) 別表に掲げる事業ごとに配分された事業費又は補助対象経費の20パーセントを超える減少の場合（県が変更を要しないと認める場合を除く。）

2 補助事業者は、前項に定める場合のほか、補助対象経費の減額に伴う変更をしようとするときは、前項に準じて知事の承認を受けることができる。

3 知事は、前2項の補助金変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、又は必要に応じて現地調査を行い、その適否を決定し、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

（補助事業遂行状況報告書）

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の12月31日現在において別記第7号様式による補助金遂行状況報告書1部を作成し、当該年度の1月20日までに知事に提出しなければならない。

（補助事業の実績報告等）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業の成果を記載した別記第8号様式による補助金実績報告書1部を知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の補助金実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の補助金実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第9号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。また、当該

補助金に関する消費税仕入控除税額等が明らかにならない場合又は当該消費税仕入控除税額等がない場合は、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年6月20日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

- 4 第1項の規定による補助金実績報告書の提出があった後において、本事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を同項の規定に準じて提出するものとする。
- 5 知事は、前項の規定により実績報告書の提出を受けた場合は、改めて額の確定を行うものとする。
- 6 第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(補助金の概算払)

第11条 知事は、既に着手した補助事業で必要があると認めるものについて、補助金の概算払をすることができる。

- 2 前項の規定に基づき補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別記第10号様式による概算払請求書に知事が別に定める書類を添えて、1部を知事に提出しなければならない。

(繰越承認申請)

第12条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、速やかに別記第11号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の繰越承認申請書を審査し、適当であると認めるときは、繰越承認通知書により当該補助事業者に対して通知するものとする。
- 3 補助事業者は、第1項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記第12号様式による年度終了報告書を当該年度の3月31日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業者がこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
- (2) 補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施が著しく不適當であると認められたとき。
- (5) 補助事業者（間接補助事業者を含む。）が第6条ただし書各号のいずれかに該当すると知事が認めるとき。

(関係書類の保管)

第 14 条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を、当該補助事業の終了年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得した財産 1 件当たりの取得価格が 50 万円以上（税抜）の機械又は器具で、処分制限期間を経過しないものにあつては、国交付等要綱第 23 第 1 項第 4 号に定められた別記様式第 9 号による財産管理台帳その他関係書類を保管しなければならない。

(補助金調書の作成)

第 15 条 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記第 13 号様式による補助金調書を作成しておかなければならない。

(グリーン購入)

第 16 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 17 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があつた場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(雑則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成 31 年 3 月 20 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 5 月 19 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 13 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 3 月 22 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 3 月 21 日から施行する。

別表（第3条、第8条関係）

事業	補助対象経費	補助率	補助要件	取組主体
1 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備	県が策定した推進計画に位置づけられた取組のうち、園芸産地における事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備に要する経費	定額	1 県が策定した推進計画に位置づけられた取組であること。 2 産地の生産部会等の単位で2戸以上の農業者から構成されていること。	1 市町村 2 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。） 3 農業者（農業を営む個人又は法人をいう。）の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体をいう。）
2 園芸産地における事業継続計画の実践				4 地域農業再生協議会等（次の①から③までのいずれかに該当する者をいう。） ① 経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会 ② 地域担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会 ③ 「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）第2の1に定める産地協議会
(1) 自力施工等の技能習得及び災害復旧の実証	県が策定した推進計画に位置づけられた取組のうち、自力施工等の技能習得及び災害復旧の実証に要する経費	定額	1 県が策定した推進計画に位置づけられた取組であること。 2 産地の生産部会等の単位で2戸以上の農業者から構成されていること。 3 本取組を実施する場合には、事業欄の1の取組を実施すること。	5 特認団体（知事が中国四国農政局長と協議して適当であると認める団体をいう。）
(2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策	県が策定した推進計画に位置づけられた取組のうち、既存ハウスの補強等の被害防止対策に要する経費。ただし、取組の対象となるハウスが、次の要件を満たすこと。 ① 今後、10年以上の利用が見込まれるハウスであること。 ② 補強等を行うハウスを対象として、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済、損害補償保険等に加入すること。	2分の1以内	1 県が策定した推進計画に位置づけられた取組であること。 2 産地の生産部会等の単位で2戸以上の農業者から構成されていること。 3 本取組を実施する場合には、事業欄の1の取組を実施すること。 4 助成対象者は、個々の経営体でも事業継続計画を策定すること。	

※その他留意事項

- ① 上表の事業欄に掲げる1及び2（1）に係る経費と、2（2）に係る経費との相互間における経費の流用をしてはならない。
- ② 事業欄2（2）の助成対象者は、非常時に事業を継続する観点から、農業保険法に基づく収入保険への積極的な加入に努めるものとする。